

# 新型コロナウイルス感染症対策助成事業 事務取扱要領

独立行政法人日本学生支援機構

## 1. 助成事業の概要

### (1) 助成事業の趣旨・目的

現在、大学等（大学・短期大学（専攻科、別科及び大学院を含む。）、高等専門学校（第4・5学年及び専攻科に限る）、専修学校の専門課程、日本語教育機関等を指す。以下同じ。）においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策として、様々な独自の学生等への経済的支援策が講じられています。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）では、令和2年5月29日から、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、経済的に困窮している学生等に対し、引き続き継続的な支援を行うことを目的として、「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」を募集してまいりました。

本助成事業は、この有志の企業及び個人の皆様方からの御寄附を活用し、各大学等において新型コロナウイルス感染症対策として実施される学生等への多種多様な経済的支援の取組に対して、その事業費の一部または全部を助成し、もって各大学等における各種支援の更なる進展の一助となることを目的として実施するものです。

### (2) スケジュール（予定）

- ・ 9月下旬 機構からの助成額の内示
- ・ 9月下旬～10月下旬 大学等による事業計画の策定、機構への助成金交付申請
- ・ 10月下旬～11月中旬 機構における事業計画の審査、助成金の交付（順次）
- ・ 2月まで 支援事業の実績報告

### (3) 機構からの助成額

- 機構から各大学等に対し、1校あたり20万円～120万円の範囲内で助成の上限額を内示します。

機構が実施する第一種奨学金の貸与実績及び文部科学省が実施する学生支援緊急給付金の配分額に応じ階層化して内示額を算定しています。各大学等における内示額については令和2年9月30日付「新型コロナウイルス感染症対策助成金の上限額について（内示）」にて通知させていただきます。

- 各大学等からは、この内示された額を上限として機構へ交付申請をしていただき、機構は当該交付申請に基づき助成額を決定します。

## 2. 助成対象となる支援事業

### (1) 助成対象となる支援事業の条件

- 次の①から③の全ての条件を満たす取組が、本事業による助成の対象となります。
  - ① 当該大学等が主体となって実施する取組であること
  - ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済的に困窮している学生等への以下の費用に係る支援であること
    - (a) 遠隔授業を受けるための通信費
    - (b) 学生生活を送るための食費
    - (c) 修学のための教材（参考図書など）購入費
    - (d) 一時的な帰省または帰省先から戻るための交通費
    - (e) 上記(a)から(d)の他、新型コロナウイルス感染症対策として支援する上記に類する経費
  - ③ 金銭又はこれに類するものによる経済的支援であること
- 現に在籍する学生又は生徒であれば、外国人留学生に対する支援も助成の対象となります。ただし、実績報告をいただく際に、外国人留学生とそれ以外の学生又は生徒とを区分して支援人数及び支援金額を報告いただくこととなりますのでご注意ください。
- どのような学生等を支援対象とするか（学業成績等に関する要件、経済状況に関する要件等）は、事業計画の中で大学等に独自に設定していただきます。
- 令和2年9月30日以降に行われる学生等への支援が助成の対象となります。本助成金によって、令和2年9月30日より前に既に支給した支援のための費用を遡って補填することはできません。
- 令和2年9月30日以前から開始され、現に継続して実施されている支援事業であっても、学生等への支給が令和2年9月30日以降である場合（本助成事業を契機として対象を広げ、追加して学生等を支援するなど）には当該支給に係る支援は助成の対象となります。

### (2) 学生等一人あたりの助成額

- 機構からの助成金に基づく支援額は一人あたり10万円を上限とします。ただし、大学等が独自の財源からの支出額を加算して、一人あたり10万円以上の支援を行うことを妨げるものではありません。
- 学生等一人あたりの支援額は全て一律でなくても差し支えありません。

## 3. 助成金の申請と交付

### (1) 助成金の交付申請

- 当機構のホームページに、次のファイルが掲載されています。

【ページ名】新型コロナウイルス感染症対策助成事業

URL : <https://www.jasso.go.jp/gakusei/josei/index.html>

#### 【掲載されている様式等】

- ・「交付申請書」及び「事業計画書」〔Word ファイル〕
  - ・「記入例」及び「交付申請書及び事業計画書の作成にあたっての留意事項」〔PDF ファイル〕
- このページから「交付申請書」及び「新型コロナウイルス感染症対策助成事業 事業計画書」のファイルをダウンロードして交付申請書及び事業計画書を作成してください。
- 作成にあたっては「記入例」及び「交付申請書及び事業計画書の作成にあたっての留意事項」を御参照ください。
- 作成いただいた交付申請書及び事業計画書は、令和2年10月28日（消印有効）までに次の宛先まで郵送で御提出ください。

#### 【提出先】

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人 日本学生支援機構

新型コロナウイルス感染症対策助成事業担当

## （2）助成金の交付決定・交付

御提出いただいた「交付申請書」及び「事業計画書」を審査し、助成金を交付することとした大学等へは助成金交付決定通知を送付するとともに、御提示いただいた振込先口座に助成金を入金いたします。

## 4. 支援事業の実施と実績報告

### （1）支援事業の実施

御提出いただいた事業計画に基づき学生等への支援事業を実施していただきます。なお、学生への支援（支給）は、本助成金の交付を受けてから概ね1～2か月までを目途として、できる限り速やかに実施いただくようお願いいたします。

### （2）支援計画を変更または中止する場合

当初の事業計画から内容を変更する場合（例：支援内容の変更、支援単価の変更等）には、事前に機構に御連絡の上、「支援事業変更計画書」を御提出ください。ただし、当該変更の内容が、大学等が独自の財源を充てて実施する部分である場合には、御連絡の必要はありません。

また、支援事業の実施を中止する場合にも、同様に、事前に機構に御連絡の上、「支援事業中止報告書」を御提出ください。

事業計画の変更または中止により交付された助成金の一部又は全部を支援事業に充てないこととなった場合には、すでに交付された助成金を返還いただくこととなります。

### **(3) 支援事業の実績報告**

本助成金による学生等への支援が完了した際には、実績報告書を機構に提出していただきます。なお、必要に応じて、支援事業の実施状況について途中経過の報告をお願いする場合がありますのであらかじめご承知おきください。

### **(4) 交付の取消し**

偽りその他不正の行為により大学等が助成金の交付を受けたことが判明したときには、当該助成金の交付を取り消します。この場合、既に交付されている助成金を返還いただくことになります。

## **5. お問い合わせ等**

### **(1) 本事業に関するご質問**

本事業に関し御不明な点がありましたら、機構ホームページに掲載しているQ&Aをご確認ください。その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

### **(2) お問い合わせ先**

独立行政法人日本学生支援機構

新型コロナウイルス感染症対策助成事業担当

電 話 : 03-6743-3827 (9:30~18:00)

E-mail : josei@jasso.go.jp